

## 令和2年度 国民健康保険料改定について

後期高齢者支援金並びに介護第2号被保険者1人当たりの負担額の増大や平成30年に実施した課税標準額調査に基づく国庫補助金の大幅な削減等が見込まれることから「後期高齢者支援金」と「介護納付金」を令和2年4月分より改定いたします。(下表   部分)

4月6日(月)に指定口座より引落とし分から新しい額となりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

改訂後金額一覧につきましては、3月24日に各事業所(第3種組合員にはご自宅)あてに明細書を送付いたしましたので併せてご確認ください。

### 【月額保険料一覧】

被保険者区分	基礎賦課額 (療養給付や保健事業などに使われます)	後期高齢者支援金 (後期高齢者の医療給付に使われます)	介護納付金 (第2号被保険者：満40歳～65歳未満)
第1種組合員(事業主)	19,800円	6,000円	5,200円
第2種組合員A(従業員・薬剤師)	17,300円	4,500円	
第2種組合員B(従業員・非薬剤師)	14,500円		
第3種組合員(個人会員)	19,000円	5,600円	
厚生年金に加入している家族 (満65歳未満)	14,500円	4,500円	
19歳以上の家族 (厚生年金加入者を除く)	7,300円	3,200円(改定なし)	4,200円
19歳未満の家族	5,000円	2,200円(改定なし)	

組合員区分	後期組合員保険料
後期高齢者組合員 (満75歳以上で任意加入する組合員)	1,000円